

庁舎問題について、総務常任委員会での審議結果を報告いたします。

本問題については、「庁舎の位置」そのものに直結する可能性のある重要案件であるので、去る1月31日の全員協議会を経て、2月5日の議会運営委員会において、総務常任委員会としての意見の集約を図るようにとの要請を受けましたので、以下、報告いたします。

先般2月9日、15日及び21日に当委員会において、本事案について、助役以下関係職員出席のもと、慎重審議、議論を重ねてまいりました。

まず、現庁舎における問題点として、第2・第3庁舎の老朽化、また耐震性を考えますと、この状態では、構造上、非常に難点があること。

また、適化法上の豊中町保健センター転用の問題、市民にとって、わかりにくい分散した組織の配置上の問題、人事考課制度の実施に向けた部、課の配置（1部1フロア一制）の問題、駐車場の問題点等々、現状では、本庁機能において、数々の問題があるとの結論に達しました。

次に、これらの問題をクリアーするためには、どのような選択肢があるのかを協議した結果、現在のところ、新庁舎は建設しない方針上、現有遊休施設の中から考えざるを得ないとの結論に至りました。

その上で、どういった方策が望ましいのかを審議し、遊休施設として最も収容能力の高い現高瀬支所を本庁（仮庁舎）とし、豊中庁舎をも併用する結論に達しました。

続いて、その場合、大前提となる「三豊市役所の位置を定める条例」の改正について論議がなされました。一部には条例本文を改正すべきとの意見もありましたが、財政先行不透明な中、将来的な問題点も考慮し、附則において、高瀬庁舎を仮庁舎の位置とすべきとの審議結果に至りました。

なお、その際、執行部に対し、大まかな予算額、予算措置時期、移転の時期の説明を求めたところ、コンピューター移設関係で約1億5千万円、  
庁舎改修で約5千万円、予算案は、条例が改正されたなら、精査し、6  
月議会で上程、移転時期については、コンピューター移設に要する期間、  
市民説明の期間等も含めて、条例の改正案が通過後、約10ヶ月かかる  
と思われるが、行革に停滞があってはならないので実効性のある時期を  
選びたい。できる部分から実行するのかの選択も含めて検討したいとの  
説明がありました。

以上、庁舎問題についての総務常任委員会の報告を終わります。